

令和2年（2020年）12月23日

債権管理回収事業者及び消費者金融事業者の債権回収の在り方について

日本司法書士会連合会

1. 債権管理回収事業者の債権回収について

- (1) 時効期間経過後の債権譲渡の規制をする必要があること。
- (2) 違法な差押えであっても債務者の経済生活に配慮する必要があること。
- (3) 債務者の生活に配慮した適正な事業運営のためのガイドラインの改訂及び法改正の検討が必要であること。

※債権管理回収業に関する特別措置法第1条

「この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況に鑑み、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようになるとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」

※債権管理回収業の業務運営に関する自主規制規則（一般社団法人サービス協会「自主ルール」）第8条

「会員は、第1条の「目的」に鑑み、債権回収会社の業務運営にあたり、債務者等の事業または経済生活に著しい支障が生じないよう、可能な限りの配慮をすることとする。」

2. 任意整理に応じない一部の貸金業者について

- (1) 多重債務問題改善プログラムを軽視し、任意整理における統一基準を否定する貸金業者への監督指導が必要であること。
- (2) 債務者の経済生活の再建の障害となっている貸金業者を規制するための法改正が必要であること。
- (3) 監督官庁の指導に従わず、一律に任意整理に応じない、利益のみを追求する貸金業者を規制するための法改正が必要であること。